（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第七条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二に次の一項を加える。

3　事業者は、医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（石綿障害予防規則の一部改正）

第八条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

2　事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年三月十日付けをもって次のとおり模擬運転装置の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十九日

国家公安委員会委員長　松本　純

型式認定番号	模擬運転装置の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　L17－1	ＳＬＳ　ＤＲＩＶＩＮＧ　ＳＩＭＵＬＡＴＯＲ　ＳＬＤＳ－３Ｇ　Ｋ５－ＪＣＨ	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区南蒲田一丁目１番25号
交　L17－2	ＳＬＳ　ＤＲＩＶＩＮＧ　ＳＩＭＵＬＡＴＯＲ　ＳＬＤＳ－３Ｇ　Ｂ５－ＪＣＨ	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区南蒲田一丁目１番25号
交　L17－3	ＳＬＳ　ＤＲＩＶＩＮＧ　ＳＩＭＵＬＡＴＯＲ　ＳＬＤＳ－３Ｇ　Ｙ４－ＪＣＨ	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区南蒲田一丁目１番25号
交　L17－4	ＳＬＳ　ＤＲＩＶＩＮＧ　ＳＩＭＵＬＡＴＯＲ　ＳＬＤＳ－３Ｇ　Ａ４－ＪＣＨ	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区南蒲田一丁目１番25号
交　P17－1	ＳＬＳ　ＲＩＤＩＮＧ　ＳＩＭＵＬＡＴＯＲ　ＳＬＲＳ　２ＫＹ１－ＯＨ	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区南蒲田一丁目１番25号
交　P17－2	ＳＬＳ　ＲＩＤＩＮＧ　ＳＩＭＵＬＡＴＯＲ　ＳＬＲＳ　２ＫＹ２－ＦＵ	株式会社セガ・ロジスティクスサービス 東京都大田区南蒲田一丁目１番25号

○政治資金適正化委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五二〇一	二九、三、八	江川　琢哉

○政治資金適正化委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
七一八	片　雅範	二八、八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
八五五	澤田　勝利	二九、三、八	本人からの申請
一四二〇	清水　武信	二九、三、八	本人からの申請
一四六六	服部　守恭	二九、三、八	本人からの申請
一九〇八	梅田　弘志	二九、三、八	本人からの申請
二〇二一	小倉　國雄	二八、九、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二一〇一	鈴木　博司	二九、三、八	本人からの申請
二四五一	蟹江　乾道	二九、三、八	本人からの申請
三〇四四	村上　修平	二九、三、八	本人からの申請
三六〇二	中澤　廣	二九、三、八	本人からの申請
三六七九	樋口　教雄	二九、三、八	本人からの申請
四〇五八	鈴木　高一	二九、三、八	本人からの申請
四四五六	小林　隆晴	二九、三、八	本人からの申請

（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正）

第九条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

2　事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

○農林水産省令第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤の項の次に次のように加える。

セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり6.6mg（力価）以下の量を耳根部皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚	１日量として体重１kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前70日間
塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり１mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前12日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
	豚	１日量として体重１kg当たり３mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間